

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築すると共に、株主重視の観点で法令・倫理の遵守及び経営の透明性を高めるために、経営管理体制の充実に努めていくことが重要であると考えております。さらに、経営に関する重要な情報を適時開示し、公正かつ透明性の高い経営を遂行して参ります。

＜基本方針＞

- (1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会において透明・公正かつ迅速・果断な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称      | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|-------------|-----------|-------|
| 山田化成株式会社    | 2,014,800 | 16.51 |
| 株式会社山田正水事務所 | 1,200,000 | 9.83  |
| 松井証券株式会社    | 436,000   | 3.57  |
| 山田吉隆        | 371,614   | 3.04  |
| 三井化学株式会社    | 250,000   | 2.04  |
| 浅野益男        | 217,000   | 1.77  |
| 山田史郎        | 198,000   | 1.62  |
| 山田芳和        | 191,000   | 1.56  |
| 小原豊一        | 169,000   | 1.38  |
| 旭倉庫株式会社     | 145,000   | 1.18  |

|                                                                   |    |
|-------------------------------------------------------------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span> | —— |
|-------------------------------------------------------------------|----|

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| 親会社の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span> | なし |
|----------------------------------------------------------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第二部       |
| 決算期                 | 11 月         |
| 業種                  | 化学           |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満      |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満        |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 15 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 8 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名   | 属性  | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 中村一哉 | その他 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |
| 石上尚弘 | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

|           |
|-----------|
| 会社との関係(2) |
|-----------|

| 氏名   | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                            |
|------|-------|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中村一哉 | ○     | ○    | ——           | 金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する助言が可能であると判断し選任しております。当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。   |
| 石上尚弘 | ○     | ○    | ——           | 弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、法的リスク対応をして頂くために選任しております。当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。 |

#### 【監査等委員会】

|             |
|-------------|
| 委員構成及び議長の属性 |
|-------------|

|        | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3      | 1       | 1        | 2        | 社外取締役   |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |
|----------------------------|----|

|                                |
|--------------------------------|
| 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 |
|--------------------------------|

監査等委員会は3名で構成され、常勤取締役監査等委員会委員1名、社外取締役監査等委員会委員1名及び社内取締役監査等委員会委員1名となっております。

また、その選任方法は株主総会の決議によって選任されることから業務執行取締役からの独立性も有しております。

|                          |
|--------------------------|
| 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 |
|--------------------------|

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室員は、監査業務において連携を図り、効率の良い監査を実行できるよう意見交換を行っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社において、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。また、独立役員としての資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度についての検討を行っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年11月期に当社が支払った役員報酬の内容  
取締役(6名)に支払った報酬 67,859千円  
監査役(4名)に支払った報酬 15,394千円(うち社外監査役3名に支払った報酬 13,444千円)  
合計(10名) 83,254千円

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額は、平成28年2月25日開催の定時株主総会において、年額1億200万円と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、同日開催の定時株主総会において、年額300万円と決議いただいております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当部署や専任スタッフは配置しておりませんが、総務部がサポートを行っております。社外取締役は、監査等委員会において常勤の監査等委員より、監査等委員会監査計画に基づく監査の報告を受けるとともに、取締役会資料の事前説明、役員部長会の結果報告などを受けております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査等委員会、役員部長会及びその他の機関を設置しております。

### 1. 取締役会

取締役会は、5名の取締役(監査等委員である者を除く。)及び3名の監査等委員である取締役の合計8名で構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営上重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行を監督しております。

### 2. 役員部長会

役員部長会は、部長以上で構成され、原則週1回開催し重要な経営戦略及び業務執行に関して協議を行っております。

### 3. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員である社外取締役1名及び非常勤の監査等委員である取締役2名(うち社外取締役1名)の合計3名で構成され、定例の監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催してまいります。監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、更に常勤監査等委員である取締役は役員部長会に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人並びに監査等委員以外の取締役から報告を受ける等、監査等委員以外の取締役の業務執行について適法性及び妥当性監査を行うとともに、内部監査室より監査結果の報告を受けて、評価を行い監査意見を形成してまいります。

### 4. 内部監査

内部監査は、内部監査室(社長直轄)が子会社を含めた各部署の業務執行状況に関する監査を定期的を実施することで内部統制の充実を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することで、取締役会の業務執行に対する監査監督機能の強化及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性及び効率性の向上が図れる「監査等委員会設置会社」を当社の機関設計として採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                                     |
|-----------------|----------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主総会招集通知を法定期日より1日以上前に発送しております。                           |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は11月決算のため株主総会集中日には該当いたしません。                            |
| その他             | 招集通知、決議通知を当社ホームページに掲載しております。なお、招集通知は発送前にホームページに掲載しております。 |

#### 2. IRに関する活動状況

|                  | 補足説明                                            | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|-------------------------------------------------|---------------|
| IR資料のホームページ掲載    | 製品紹介、受託合成及び決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知等のIR情報など。       |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当部署: 総務部及び経理部<br>IR担当役員: 常務取締役総務部長兼経理部長 荻野幹雄 |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                     |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は有益な化学品の研究開発・製造・販売によって社会に貢献し、事業の成長発展を通じて社員の生活向上を図り、利潤の適正な配分を以って株主の負託に応えることを経営の基本理念としております。<br>この考えを実現していくため、法令順守(コンプライアンス)を掲げ、全役職員がとるべき「企業行動憲章」を定め、周知徹底を図る体制を構築しております。 |

## **Ⅳ内部統制システム等に関する事項**

### **1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)社員等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、経営方針及び行動基準からなる「企業行動憲章」を定め、社員等の企業活動の原点とすることを徹底させる。  
(2)社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、事務局を設置すると共に内部監査室を設け、各部門の業務執行状況の監査を定期的に実施している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規則」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有するため、社長を委員長とする「内部統制委員会」のもと、全部門においてリスクの洗い出しと評価を実施し、その対応を検討している。

(1)災害に係るリスクについては、「防災マニュアル」に則って地震、火災、水害等の緊急時対応を定め、訓練の実施を行う。  
(2)情報セキュリティに係るリスクについては「情報セキュリティ管理規程」に則り、電子情報の保護、管理、活用を実施している。  
(3)その他のリスクについては、担当部門において規則、マニュアル等を定め、適切な運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行の報告を行う他、必要に応じ臨時取締役会を開催する。  
(2)取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、部長以上で構成される「役員部長会」を原則週1回開催し、業務執行に関する基本的事項等に係る意思決定を行う。  
(3)職務権限規程及び稟議規程等意思決定ルールを制定し、業務執行に係る責任と権限を明らかにし、業務の効率的運営を行う。

5. 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は「関係会社管理規程」にもとづき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。  
(2)当社は、関係会社の業務全般にわたる内部統制の適切性と有効性を確保するため、当社「内部統制委員会規程」に基づき、関係会社の業務全般について内部監査を実施する。  
(3)取締役は、関係会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告すると共に取締役会に報告する体制を整えている。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1)監査等委員会の職務は内部監査室がこれを補助し、事務局は総務部がこれを行う。  
(2)内部監査室の使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。  
(3)内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1)当社及び子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、監査等委員会に報告する。  
(2)監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の社員等に求めることができる。

8. 上記7. の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査等委員会に報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない。

9. 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務に合理的に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査等委員は取締役会に出席するほか、役員部長会その他必要と認める重要な会議に出席することができる。また、監査等委員から要求のあった資料等は、随時提供する。  
(2)会計監査人、内部監査室と適時情報交換を行い、相互の連携をはかっている。

### **2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

